

精神科訪問看護料金表(医療保険適用による訪問看護)

令和6年6月1日 改定

区分	項目	概要	金額	
基本 保険適用内	精神科訪問看護 基本療養費(I) ご自宅でサービスを受けられる方	(イ)保健師、看護師又は作業療法士による訪問の場合	(1)週3日目まで30分以上 5,550円/日 (2)週3日目まで30分未満 4,250円/日 (3)週4日目以降30分以上 6,550円/日 (4)週4日目以降30分未満 5,100円/日	
		(ロ)准看護師による訪問の場合	(1)週3日目まで30分以上 5,050円/日 (2)週3日目まで30分未満 3,870円/日 (3)週4日目以降30分以上 6,050円/日 (4)週4日目以降30分未満 4,720円/日	
	精神科訪問看護 基本療養費(III) 同一建物居住者への 同一日の複数名の方 (同一日に2人まで)	(イ)保健師、看護師又は作業療法士による訪問の場合	(1)週3日目まで30分以上 5,550円/日 (2)週3日目まで30分未満 4,250円/日 (3)週4日目以降30分以上 6,550円/日 (4)週4日目以降30分未満 5,100円/日	
		(ロ)准看護師による訪問の場合	(1)週3日目まで30分以上 5,050円/日 (2)週3日目まで30分未満 3,870円/日 (3)週4日目以降30分以上 6,050円/日 (4)週4日目以降30分未満 4,720円/日	
	精神科訪問看護 基本療養費(IV) 入院中に一時 外泊をされる方	退院後訪問看護を受けようとする方が在宅療養に備えて一時的に外泊をした際に看護師等が訪問看護を行った場合	入院中1回に限り ※厚生労働大臣が定める 疾病の方は2回まで可	8,500円/日
	加算	訪問看護	同月中の初日に訪問を実施した場合算定	月の初日 7,670円/日
		管理療養費1	月の2日目以降に訪問を実施した場合算定 R6.9.30まで	月の2日目以降 3,000円/日
		管理療養費2	月の2日目以降に訪問を実施した場合算定 R6.10.1から	月の2日目以降 2,500円/日
		24時間対応 体制加算(ロ)	24時間電話相談や病状の急変時に連絡が取れ必要に応じ緊急訪問対応を行う体制の利用の場合に算定	ご利用者の希望により 契約された場合 6,520円/月
		特別管理加算 (高重症度)	在宅悪性腫瘍患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理等を受けている状態や気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態にある方に加算	5,000円/月
特別管理加算		特別管理加算(高重症度)以外の厚生労働大臣の定める状態の方に加算、例えば在宅酸素療法や真皮を超える褥瘡の状態等である場合、又は人工肛門や人工膀胱を設置している状態などの方に加算	2,500円/月	
精神科緊急 訪問看護加算		在宅療養支援病院を主治医とする方に対し看護師等が緊急に訪問看護を実施した場合に加算	月14日まで	2,650円/日
			月15日目以降	2,000円/日
夜間・早朝 訪問看護加算		右記の時間帯に訪問を実施した場合に加算	18:00～21:59	2,100円
			06:00～07:59	
深夜 訪問看護加算		22:00～05:59	4,200円	
長時間精神科 訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問が1時間30分を超える訪問看護を実施した場合	長時間の訪問を 要する場合	5,200円/回 週1回まで	
		15歳未満の超重症児 または 準超重症児の場合	5,200円/回 週3回まで	

加算
保険適用内

訪問看護ターミナルケア療養費	在宅で死亡した方に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合に算定	25,000円	
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関又は薬局と共有された情報を基に療養上必要な指導を実施した場合に加算	3,000円/回	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	在宅療養されている方が状態の急変等に伴い医師や薬剤師、ケアマネージャー等がカンファレンスを実施し共同で療養上必要な指導を実施した場合	2,000円/回	
退院時共同指導加算	入院中または、入所中の方に対し主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合に加算。通常1回に限り算定(※特別な管理を要する方は2回まで可)	退院または退所後に初回の訪問看護を実施した場合 8,000円	
特別管理指導加算	退院時共同指導加算対象の方で特別管理加算の対象の方	2,000円	
退院支援指導加算	退院日に療養上必要な指導を実施した場合に加算	6,000円/回	
訪問看護情報提供療養費	利用者様の同意の下、市町村などに対し訪問看護の状況を示す文書を添えて保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定	1,500円/月	
複数名精神科訪問看護加算 (30分未満の場合を除く)	同時に複数名の看護師等による訪問看護が必要な方に対し下記の同伴者により所定額を加算		
	保健師・看護師・作業療法士の場合	1日に1回の場合	
		(1) 同一建物内1人	4,500円
		(2) 同一建物内2人	4,500円
		(3) 同一建物内3人以上	4,000円
		1日に2回の場合	
		(1) 同一建物内1人	9,000円
		(2) 同一建物内2人	9,000円
		(3) 同一建物内3人以上	8,100円
		1日に3回の場合	
		(1) 同一建物内1人	14,500円
		(2) 同一建物内2人	14,500円
		(3) 同一建物内3人以上	13,000円
	准看護師の場合	1日に1回の場合	
		(1) 同一建物内1人	3,800円
(2) 同一建物内2人		3,800円	
(3) 同一建物内3人以上		3,400円	
1日に2回の場合			
(1) 同一建物内1人		7,600円	
(2) 同一建物内2人		7,600円	
(3) 同一建物内3人以上		6,800円	
1日に3回の場合			
(1) 同一建物内1人	12,400円		
(2) 同一建物内2人	12,400円		
(3) 同一建物内3人以上	11,200円		
看護補助者・精神保健福祉士の場合	(1) 同一建物内1人	3,000円	
	(2) 同一建物内2人	3,000円	
	(3) 同一建物内3人以上	2,700円	
ベースアップ評価料(I)	訪問看護職員処遇改善対策加算	780円/月	
訪問看護医療DX情報活用加算	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通して利用者の診療情報を取得し、訪問看護に活用する事によって質の高い訪問看護を提供した場合	50円/月	

保険適用外	休日料金	営業日以外に訪問看護を実施した場合に加算	3,000円/日	
	時間延長	保険適用範囲外で訪問時間が2時間を超えた場合、30分ごとに加算	2,000円	
	永眠時の処置	お看取りや死後の処置を行った場合ご請求致します	20,000円	
	その他	オムツやケアに必要な物品など	実費	
	交通費 (実施地域を越えた片道距離に応じて)	小田原市、南足柄市、松田町、開成町、大井町、山北町、真鶴町、湯河原町、熱海市の一部(伊豆山・泉)以外の地域に訪問した場合にご請求致します。	4Km未満 一律	250円/回
			4Km～8Km未満	400円/回
			8Km～10Km未満	500円/回
10Km以上			1,000円/回	
		10Km以上1Km毎	100円加算	
キャンセル料	訪問前営業日の17:30を過ぎてのキャンセルは、キャンセル料をいただきます。	2,000円		

※ 2024年(令和6年)3月31日の時点で指定訪問看護事業を行う事業所については、同年9月30日までは訪問看護管理療養費1の基準に該当するものとみなされるため、月の2日目以降の訪問看護管理療養費は1の3000円を算定いたします。

※ 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるという位置づけになっております。

※ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問が必要となります。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員と理学療法士等が連携し作成いたします。

※ 厚生労働大臣が定める状態とは、
悪性腫瘍、気管切開、気管カニューレ、留置カテーテル、在宅酸素、経管栄養、自己導尿、中心静脈栄養、人工呼吸、透析、陽圧換気、疼痛管理、肺高血圧、人工肛門、人工膀胱、真皮を超える褥瘡、点滴注射などをいいます。

※ 保険適用分につきましては、ご利用者様の負担割合に沿って算定いたします。

※ 保険適用外のサービスにつきましては全額自己負担となり、別途消費税がかかります。(キャンセル料は非課税)

※ 24時間対応体制加算の契約を頂いていない方は、急変時の対応や時間外の電話相談はお受けできません。

※ 費用は、一ヶ月分を月末に精算し、翌月のご請求となります

上記料金表について説明を受け、了承致しました。

令和 年 月 日

ご利用者氏名 _____

代理人・代筆者氏名 _____

ARS訪問看護リハビリステーション

0465-39-3700